

自己評価専門部会規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学自己評価・内部質保証審査会規程第7条第3項の規定に基づき、自己評価専門部会（以下「専門部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 専門部会は、全学委員会、学部委員会、研究科の各委員会等から選出された職員、実践教育センター職員、地域貢献研究センターの各部門から選出された職員及びイノベーション政策研究センター職員を以て組織する。

(組織)

第3条 専門部会に部会長を置く。

- 2 部会長は互選により決定する。
- 3 部会長は会務を総理する。
- 4 部会長は専門部会を招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する構成員が職務を代理する。
- 6 専門部会には事務局企画・地域貢献部長、教務学生部長が陪席するものとする。

(所掌事項)

第4条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について取りまとめ、自己評価・内部質保証審査会に報告し審査を受けるものとする。

- (1) 中期計画の策定に関すること
- (2) 年度計画の策定に関すること
- (3) 中期計画の変更に関すること
- (4) 各事業年度の業務の実績報告に関すること
- (5) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績報告に関すること
- (6) 中期目標の期間における業務の実績報告に関すること

(成立)

第7条 専門部会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第8条 専門部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、専門部会が特に重要と認めた事項については、出席した構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

- 2 部会長は必要に応じ、構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(補足)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。